

フィリピン農業発展における地主の役割 (II)

The Role of Landlords in Philippine Agricultural Development: An exploratory study, by Enriqueta A. Bernal (M. A. thesis submitted to the College of Agriculture, University of the Philippines, May 1967)

うめ はら ひろ みつ
梅 原 弘 光

- はじめに
I 地主とその土地所有
II 農場経営
(以上『アジア経済』第11巻第4号)
III 地主・小作関係
IV 危険負担指向と土地所有への態度
V 評 価
おわりに
(以上本号)

III 地主・小作関係

フィリピンにおける地主・小作関係が現在変容過程にあることはいうまでもないが、その原因の詮索はさておくとして、ここでは現時点で観察できる地主・小作関係の諸特徴・諸傾向を調査データから引き出してみよう。

まず最初に小作契約について。これに関する特徴的傾向は、現行小作契約の多くが形態的にも内容的にも従来から行なわれてきたものをそのまま踏襲したものであるという点である。第18表は小作契約の取決めがどのようにしてなされたかを示したものであるが、これからも明らかのように、調査対象地主112人中77人、つまり全体の7割近くが古くから行なわれてきた契約をそのまま踏襲しており、地主自らの選択あるいは地主・小作間の合意によって決めたものは残る35人(3割強)でしかない。

第18表 現行小作契約の決定方法

現行契約の決定方法	地 主 別		合 計
	経 営	非経営	
地主自身の選択	7	17	24
過去のもの踏襲	53	24	77
地主・小作間の合意	7	4	11

これを地主類型別にみると、経営地主のなかに伝統的契約を踏襲する傾向が断然強く、非経営地主のなかには地主自身の選好によって契約内容を決めるケースが多くなりつつあるように観察される。しかも、これら伝統的契約を踏襲する77人の地主のうち72人までが実は現行契約に満足の意を表明し、近い将来その変更を全く考えていないのである。

過去のもの踏襲した伝統的契約は、通常口頭による契約形態をとり、内容的には分益制であり、地主・小作関係は対人的性格を濃厚にとどめている。小作人との間に口頭契約を取り交している地主は83人みられ、文書による契約を避ける積極的理由としては、小作人との間にはこれまでの長いつきあいを通して十分な協調関係がすでに確立しているとか、相互信頼ができあがっているところに文書契約を持ち込むことは、むしろ双方の信頼関係を打ち破る結果になるだけであり、またいくら文書に署名したからといって本来不誠実な人間を誠実にできるわけでもなく、全く無益というほかない、といったものであった。このほか、従来慣行に従ったまどか、小作人と親戚関係にあるといった理由もかなりみられる(第19表参照)。

このように、小作人との間の伝統的関係を維持しようとする地主が圧倒的多数を占めるわけであるが、最近急に高揚した農民大衆の社会正義 (social justice) 要求に触発されて旧態依然たる関係を近代的なものに変更しようとする傾向も一部の地主の間には、はっきりと認められる。小作契約が自主的判断によつた地主の場合おおかたは文書契約を小作人との間に取り交しており、さらに小作人との合意によつたもののうち文書契約をもつものを合わせると全体で29人、そのなかには1件だけではあるが小作人からの要請で文書契約にしたとするものまでみられる。文書契約への移行の主たる契機は政府に

第19表 文書契約反対理由

理 由	回 答 数
旧来の慣行にしたがった	18
双方の合意	2
小作人が善良で忠誠心があり正直だから	7
小作人とは親戚関係にあるから	15
文書契約は無益	17
小作人とは擬制的親子関係にある	1
小作人との間にすでに協調関係が成立している	17
文書契約はトラブルのもとになるだけ	1
小作人が文書契約を好まない	6
文書による契約は相互に信頼関係がない場合のもの	1
文書契約にしようかどうか迷っている	1
小作人との間にトラブルがまだないから	1
合 計	87(注)

(注) 文書契約をもたない地主は83人であるが、本表の回答数と一致しないのはうち4人が2つ以上の理由をあげたことによる。

よる諸立法(土地改革法、小作立法等)、さらに農村地帯での左翼勢力の動勢であって、そうした動きに対抗して予想される所有権侵害を防ぐ目的から契約の文書化を進めているように見受けられる。

フィリピンの小作制度は、先にもちよっと触れたように、本来家父長的温情主義的性格をもつものであるが、そのことは次に述べるような地主の小作人に対するもろもろの恩典、温情的扶助が現在なお断片的ながら観取できることからはっきりと伺われる。

まず最初に地主が小作人に対して付与する種々の恩典についてみよう。現存するものとしては、小作人が収穫前に自家消費を目的に水田の一部を刈り取るアガッド(avad)慣行、宅地の無償供与、裏作の自由栽培、稲堆あるいは脱穀場跡での落穂、粒粒拾いの自由等がそれである。これらの恩典がどの程度広く行なわれているかを第20表の回答頻度からすぐに判断することは危険でないとはいえないが、それでもアガッド慣行、宅地供与、裏作の自由栽培については全地主の3分の1以上がはっきりと恩典として意識していることは確かである。ともあれこれらの恩典は農民が地主と小作契約を結ぶことによ

第20表 地主の意識する小作人の農場特権

農 場 特 権	回 答 頻 度
裏作自由栽培	38
裏作の分け前	26
宅地の無償供与	40
役畜の貸与	10
アガッド慣行	47
稲堆・脱穀跡の落穂	11
その他	12

第21表 地主の対小作扶助

回 答 者 数	地 主 類 型 別		
	在 村	在 郷	不 在
回 答 者 数	51	31	30
(地主の対小作義務)	回 答 頻 度		
信用供与	48	27	25
米地供与	39	21	20
宅地供与	25	9	18
その他	3	3	6
(地主の対小作扶助)	回 答 頻 度		
医療援助	28	22	18
教会活動の援助	21	16	11
教育面の援助	1	2	1
現金貸付	44	26	24
その他(注)し	4	2	1
(小作の対地主義務)	回 答 頻 度		
無償労働力提供	11	7	4
勤勉奨励	26	27	20
裏作物の一部提供	19	12	8

(注) このなかには贈物、衣料、職がし、保釈金立替え、等々の扶助が含まれる。

て発生するいわば農場特権(farm privilege)とも呼べる性格のものといえよう。

小作人に対する扶助については、地主によってそれがなかば義務と意識されているものと、義務とまでいかないまでもできるだけ積極的にしてやらなければならない援助とがある。前者に属すものとしては、第21表にも示されるように、小作人に対する飯米供与と信用供与、それに先述の宅地供与がある。それぞれについての回答頻度が回答者数からみて著しく高く、しかも在村地主、不在地主といった類型別に大差が認められないことから、これらが対小作義務として相当強く意識されているとみることができる。飯米供与には2種類あって、一つは田植えから収穫に至るまでの期間に限って小作人に利息なしで貸与されるレーション(ration)、他は期間に限定されることなく利息付きで貸与される前貸し(advance)である。信用供与に関しても生産費の貸付けと一般の現金貸付けとがみられる。飯米、現金を問わず返済は次の収穫時に粒米で行なわれるのを原則とし、利息付きの貸付け形態としては通常 talindua とか terciohan といったものがみられる。talindua の場合は粒米2カバン(1カバンは粒米約44kg)の貸付けに対して3カバン、terciohan は3カバンにつき4カバンの返済を条件とする。期間はだいたい半年以内であるから量的にみた年間利率

は66%ないし100%ということになり、こういった返済条件から地主貸付けは過度に取奪的と一般にいわれる。それは単純に数量面からだけみた場合にいえることで、端境期と収穫時の米価の価格差を考慮に入れて計算すると地主が明らかに損失を出していることになる。地主は一般にそうした価額面からの接近を根拠として、上記貸付け形態を十分に温情的とみるのである。

この他の一般的援助としては、小作人あるいはその家族が病気の場合医療面での援助を行ったり、洗礼・婚礼における名付け親あるいはスポンサーを引き受けたり、フィエスタと呼ばれる村祭りへの寄付、礼拝堂建設等々を行なう。また、小作人が現金の必要に困っているときには要請に応じて現金貸付けを行なうのが普通で、これも回答頻度が著しく高くなっている（第21表参照）。

なお、ここで注目しておかなければならないのは、第21表に示されているように地主のなかには上述のような对小作義務、扶助を全く行なわないかまたは義務とは意識しないものが少数ではあるが認められることである。これは、地主のなかからすでに伝統的性格をかかなりの程度まで失ってしまったものが存在することを物語っていると考えられる。

地主から小作人に対して与えられる以上のような恩典、扶助に対して地主側が当然の反対給付として小作に期待する対地主義務には、地主の家で行なわれる冠婚葬祭等々あるいは一般的家事において手伝いを必要とする場合に進んで無償労働を提供すること、農場で勤勉に働くこと、裏作栽培を行なった時に作物の一部を地主に差し出すこと等がみられる。勤勉という点に関してはともあれ、他の二つについては従来ごく一般的に行なわれていたものが現在崩れつつあると見ることができそうである。

ここで、地主が抱く小作人のイメージをもう少し詳細に把握する意味から“良き小作人”とはどういった小作人のことかを質問した。その結果をまとめたのが第22表である。

同表から明らかとなる点の一つは、非経営地主は経営地主に比べて小作人のイメージが著しく不明瞭なことである。したがって、小作人の個人的資質、地主との関係等についてごく限られた側面の指摘にとどまっており、しかも非経営地主のうち6人は良い小作人とはどういった小作人のことかよくわからないとさえ答えている。

これに反して経営地主の方はその指摘が著しく仔細な点にまで及ぶ。たとえば、ある地主は勤勉ということの

第22表 地主の意識にある“良き小作人”の概念

	経営地主	回答数	非経営地主	回答数
個人的資質	勤勉、正直、健康、従順、責任感、分別、理解力、協調性、教養、儉約、忠誠心、愚癖をもたない、約束を守る、イエス・マンでない、事を荒らだてない	14	勤勉、正直、儉約、PRのよいこと、独立心	29
地主との関係	よき従者である 議論好きでない 対人関係の尊重 よき債務者 あまり依存的でない 法律を楯にとらない 地主への義務を心得ている 合意事項を守る 地主の分け前を盗まない よく相談に来る 無償労働を進んで提供する	24	小作料をきちんと納める 法律を楯にとらない 合意事項を守る あまり依存的でない	2
農作業との関係	水田をよく見回る 近代的農法を採入れる 農作業にあたって能率的である 裏作栽培をやる 労働集約的である 農場の草取りをよくやる 生産増大に協力的 家畜を飼う 畦畔の改修をこまめにやる	26	よき農業者 農場改善をやる 畦畔改修をやる 農場以外でもよく働く 働き者 農場の草取りをよくやる	6
わからない		0		6

（注）いくつかの項目については回答に重複あり。

内容として次のような説明までつけ加えた。「もし小作人がいつも焚木を裏庭に十分貯えているのが見られるということはかれが炊いて食べることのできる何かを持っていることを示唆すると考えられ、何か炊くものがあるということは、かれが決して怠惰でないことの証拠である」と。

興味ある回答の一つは、良い小作人の条件として法律を楯にとらないことという指摘である。これは経営・非経営地主の両方でみられるが、そのことは一見小作側に有利とみられる小作法、土地改革法の成立に対して地主がすでにひどく警戒的になっていることを反映していると考えられる。

地主の多くは小作人がよき従者であることを期待する

が、決して yes man であってはならない。というのは、経営地主の場合特に小作人が新技術に対して受容的で、生産力増大に対して協力的であることを強く欲しているからである。

以上フィリピンの地主・小作関係にみられるもろもろの特徴的傾向を指摘してきたわけであるが、そこにはきわめて伝統的色彩を強固にとどめている側面が多々認められる。ところが、地主・小作関係が全体としてそうだからといって個々の地主も伝統的なものばかりかというとは必ずしもそうではなく、ある局面に至極伝統的要素を備えている地主が別の側面では伝統的なものを全く失い近代的とも思われる行動さえとるといったふうに、著しく多様であった。この論文の主たる目的はフィリピン農業発展における地主の役割の評価であるから、ここで特に地主それ自体に焦点を当てて、地主が对小作関係をどう見るか、農場経営にどういった態度でのぞんでいるか、その考え方、態度に関する考察を省くわけにはゆくまい。それには、類型論的接近が一つの有効な手段と考えられる。

地主の類型化を上記の観点から試みる場合やはりフィリピン経済の二重構造的性格が大きく関係してくる。土地を売り払うことは非農業部門への進出の第1歩であるが、地主のなかには非農業部門で確固たる地位・基盤を築いても依然として所有農地を手離すことをしないものがあり、その結果非農業部門で近代的利潤動機から企業経営にのぞみながら、他方農業部門では对人的・非金銭的關係を保持するいわば“二重構造的”ともいえるタイプの地主が存在する。

对小作関係に対する態度には、先にもみてきたように著しく温情主義的なものとそういった性格を全く失ったものが認められ、農場経営に対する態度においてもどちらかというが無関心から在来農法に一応満足して農場経営改善を全く考えないといった伝統的指向性をもつものから、新しい農業技術を積極的に採り入れて利潤追求を目指す近代的指向性をもつ地主までみられる。このような対人関係における温情主義 (paternalism) と非温情主義 (nonpaternalism)、技術革新に対する伝統的指向 (traditional approach) と近代的指向 (modern approach) といった区分はいわば2分法であるが、フィリピンの実情からみて十分適用可能と考えられる。その場合、伝統的指向と温情主義的態度、近代的指向と非温情主義的態度は本来かなり高い相関関係にあると考えられるが、先にも指摘したように二重構造的性格の濃厚なフィリピン

経済にあって両者が必ず結びつくとは限らないこともまた当然であろう。

そこで、農場経営における地主の伝統的指向と近代的指向、地主小作関係における温情主義的態度と非温情主義的態度とを交叉させてタイプを合成すると次のような四つが検出できる。すなわち、伝統的・温情主義型 (traditional-paternalistic)、伝統的・非温情主義型 (traditional-nonpaternalistic)、近代的・温情主義型 (modern-paternalistic)、近代的・非温情主義型 (modern-nonpaternalistic) である。

(1) 伝統的・温情主義型——このタイプの地主は对小作関係を give and take を基礎とした人的関係と捉え、その間に費用・収益といった金銭的關係の介入を全く考えない。古くから行なわれている小作契約を慣行として踏襲し、地主は小作に対して常に父親のイメージでもって接触する。したがって、小作人は地主を Among Apo といった敬称をもって呼び両者の間を主従関係と見ることが期待される。小作契約を含まない契約においてもその公式化は両者の関係を破壊するとして忌み嫌う。

(2) 伝統的・非温情主義型——このカテゴリーにはいる地主というのは、对小作関係のこともあまり気にとめなければ農場経営についてもほとんど関心をもたない。したがって、農場経営に関しては伝統的農法を踏襲し、小作人との関係においては慣行的扶助の義務を負担に感じ回避する指向をもつ。地主の関心はもっぱら農業以外の分野にあり、いわば“無関心地主”ともいべき性格のものである。

(3) 近代的・温情主義型——これは对小作関係における温情主義的扶助を小作人を能率的農民に仕向ける手段として位置付けているような地主のことである。農業の分野では近代的技術、経営方式の導入に関心を抱き、農場改善のためには率先して陣頭指揮にあたるという性向をもつ。

(4) 近代的・非温情主義型——このカテゴリーにはいる地主は、通常農場を離れて成長しその後ももっぱら非農業部門に携わっているといったケースのものに多く見られる。したがって、農場経営をも利潤動機を基底においた一つの企業経営とみなし、小作人を経営全体の一構成部分として取り扱う。

以上四つの型をもって現実の地主を分類するのは非常にむずかしく、厳密には区分の境界を明らかにしえないであろう。ここでは一応第23表に示すような分類基準を設定し、区分を試みた。その結果、調査対象地主 112 人

第23表 地主類型分類基準

項 目 別	地 主 類 型 別			
	TP	MP	TNP	MNP
1. 小作人との間に私的関係を保持	×	×		
2. 小作人のアガッド慣行容認	×			
3. 小作人に役密貸与	×			
4. 投資対象として土地を選好	×	×		
5. 小作人に宅地の無償貸与	×	×	×	
6. 医療援助	×	×		
7. 小作人の無償労働提供を義務化	×			
8. 裏作物の一部提供を義務化しない	×			
9. 在来農法に一応満足	×		×	
10. 洗礼・婚礼に際しスポンサーを引受ける	×	×		
11. 伝統的の利益小作制に満足	×	×	×	
12. 文書契約は伝統的地主小作関係に対して破壊的と考える	×			
13. 小作人の相談役としての役目を果たす	×	×		
14. 利子付きまたは無利子の信用供与	×			
15. 近代的農法採用についての教育を行なう		×		
16. 小作人に役畜を買ってやり後で代金を徴集		×		
17. 新技術の採用		×		
18. 現物現金貸付けをやらない			×	
19. 小作人の自主的判断を尊重			×	
20. 旧来の契約に満足			×	
21. 小作人への扶助を負担に感じる			×	×
22. 信用供与を利息目当てに行なう			×	
23. 小作人に対する義務を全く感じない			×	×
24. 小作の対地主義務は農場での勤勉のみと考える			×	×
25. 法律にじゅんきよした小作契約の実行				×
26. 文 書 契 約				×
27. 定額借地制を選好				×
28. 非農業部門への投資を選好			×	×
29. 個人的関係の無視			×	×

(注) TP (Traditional Paternalistic) = 伝統的・温情主義型, MP (Modern Paternalistic) = 近代的・温情主義型, TNP (Traditional Nonpaternalistic) = 伝統的・温情主義型, MNP (Modern Nonpaternalistic) = 近代的・非温情主義型。

のうち94人が近代的・温情主義型にはいり、つづいて近代的・非温情主義型が10人、伝統的・温情主義型6人、伝統的・非温情主義型(無関心地主)2人となった。このように、フィリピンの地主のなかで近代的・温情主義的地主が最も支配的であるということは、まさしく経済の二重構造的な性格の反映と考えられるが、近代化にとつて大いなる役割を果たすのはこの型の地主であろう。

IV 危険負担指向と土地所有への態度

地主の危険負担指向(risk orientation)あるいは革新性

(innovativeness)の問題は農業発展における地主の役割の問題との関連で考察されるべき極めて重要な側面である。ところが、この点に関する従来の見解には必ずしも定まったものはなかった。たとえば、二重経済における地主の役割は一般に二重性をもっていて、農業部門では企業家として農業生産余剰の創出者となり、同時に非農業部門でも企業家として工業投資活動の分野で大きな役割を果たすとする見解がある。また、一部の社会学者の間では革新性を社会経済階層との関連で論ずる傾向があつて、地主は一般にローカルな価値体系のなかに大きくはいり込んでいるため基本的に保守的意志決定者となり、社会経済的にすでに確立している自己の高い地位を危険に曝すようなことは好まないとする見解、さらにこれを発展させて最上層にはいる者は保守的、最下層は生活基盤にゆとりがなく危険負担能力に乏しいことからあまり革新的にもなれず、けっきょくあるていど危険負担能力もあり失うに惜しいだけの地位も確立していない中間層が最も革新的でありうる階層とする見解、等がみられる。この論文では調査データが限られていて上記見解を検討するに十分でない。したがって、以下では地主の投資選好、土地の売買に対する態度、土地相続に対する態度等を検討しそのなかで革新性の問題を考えてみることにする。

投資選好について。リカード経済学では地主というのは一般にかれらの余分の貯蓄を奢侈品へ投資する傾向をもつといわれてきた。これは必ずしも一般的にいえることではないように思われるのであって、日本の地主の場合のようにどちらかというとその逆の例すらみられる。このことは、上記傾向が生来の浪費性傾向によると同時に多分に市場の不完全性の函数であることを物語っていると思われる。つまり、市場メカニズムが円滑に働いていさえすれば地主は経済的にきわめて合理的でありうるし、機会さえあるなら生産的企業にすんで投資するであろうことを示唆していると考えられる。

調査対象地主の投資選好分野を大きく分けると農地、

第24表 経営非経営地主別投資選好

投資選好分野	地 主 別		合 計
	経 営	非経営	
農 地	23	12	35
非 農 業 部 門	31	26	57
不 定	13	7	20
合 計	67	45	112

第26表 土地所有への経緯と投資選好の関係

(パーセント)

土地所有への経緯	投 資 選 好			合 計
	農 地	非農業部門	不 定	
購 入	13	12	7	32
相 続	11	13	4	28
相 続・購 入	9	23	8	40
合 計	33	48	19	100

非農業部門、その他不定の三つになる。うち農地を選好する地主は35人で全体の約31%しかなく、51%のものは非農業部門を選好することがわかった(第24表参照)。投資選好に関係すると思われる要因のうちの一つは農場経営への参加程度である。両者の関連を第24表を基礎にカイ自乗テスト(chi square test)によって検討した結果、経営・非経営といった地主のタイプと投資選好パターンとの関連は53%の確実度(probability level)しかなく、両者の間には一般にいわれるほど強い関係のないことが判明した。経営・非経営別を問わず大多数の地主はより大きい収益機会をもたらすものに投資する傾向にあるが、

第25表 農場改善投資と農場産出の関連に対する地主の見方

回 答	肯 定 的	地 主 類 型 別		合 計
		経 営	非 経 営	
	肯 定 的	57	29	86
	否 定 的	10	16	26
合 計		67	45	112

他方地主によっては投資選好において保守的で、収益は低くてもより安全な対象を選ぶものもみられる。

次に農場改善投資について。先に農場投資を選好する地主が35人いることを見たが、これらは当然農場改善投資にも興味をもつと想定できる。しかし、その場合でも農場改善投資が農場産出高を増大させるという確信がなければなるまい。そこで、調査対象地主全部にその確信があるかどうかを質問したら、第25表に示されるように86人が肯定的であった。この点に関しても経営・非経営といった地主類型別にはあまり関係なさそうにみえる。農場改善投資増大が産出の増大をもたらすとした地主のうちで、実際に農場投資の意志をもつものは80%、つまり69人であるから、たとえ産出の増大を認めたとしてもだからといって農場改善のための投資を現実と考えている地主はそんなに多くはないといえそうである。

投資選好に関係すると思われるもう一つの要因は地主の土地所有への経緯である。Iで述べたように、調査対象地主は相続、購入、相続・購入のいずれかの方法で現在の農地を所有するようになった。一般的には、購入による地主は農地への投資選好を持つ傾向が強く、反対に相続による地主は農地投資選好が弱いように考えられる。ところで、第26表を基にして投資選好パターンと土地所有への経緯との関連を確かめたところ、両者の関係

は確実度38%でしかないことが判明した。

ある研究者によると、一般に地祖が低いことと地主であることからくる社会的威信(prestige)とから人々の土地投資性向は高くなっているとされる。しかし、今回の調査では土地購入に関してそういった傾向は見いだせず、調査対象地主のうち無条件に土地の新規購入を希望するものは全体でわずか25%でしかない。この他14%のものは条件付き希望であり、残りの6割近い地主は土地購入の希望を全く持っていないのである。土地購入を好まない理由は第27表に示されるとおりである。うち30人が土地改革の実施をその理由としているが、これは中部ルソン地域が土地改革地区に指定された直後にこの調査が行なわれたという事情にも少なからず影響されている

第27表 土地新規購入に関する地主の態度

理 由	地 主 数
A 土地購入希望なし 土地改革実施中 小作人が悪がしこい 老 令 土地が利の大きい投資対象でなくなった 農場経営が頭痛の種となる 農場の経営管理をやってくれる人がない 計 画 な し	30 3 3 9 5 4 12
小 計	67
B 土地購入希望 土地は安全な投資対象である 子供達に遺産を残してやる	21 8
小 計	29
C 条件付き希望 地 価 が 安 け れ ば 農地でなく宅地だったら 小作人のいない土地だったら 金 が で き た ら 近 く の 土 地 だ っ た ら	1 4 3 5 3
小 計	16
合 計	112

と考えられる。地主の多くは、土地改革法、小作立法等の内容からみて政府はあまりに強く小作農優遇政策を前面に打ち出しているが、これでは共産主義になるのではないかといった危惧をはっきりと表明した。この他、土地がすでに利の大きい投資対象でなくなったか農場経営が頭痛の種であるといった理由もみられ、土地をめぐる諸条件が大きく変化しつつあることを反映しているように思われる。とはいっても、土地購入希望理由の筆頭はなんといっても、土地の投資対象としての安全性であり、けっきょく土地あるいは地主をめぐる諸条件の変化を個々の地主がどう受けとめているか、その認識にかかっているところが大きいように思われる。

調査対象地主の土地売却経験についてみると、所有地の一部なりとも売却した経験のある地主が23人で、残る89人については土地売却経験が全くない。前者の主たる理由は、第28表に示されるように、息子の教育資金または家族の必要、商売のための資金需要ということであった。一般にいわれるように、土地が緊急の必要を切り抜けるためにいつでも引き出せる貯蓄形態であるということは、これら土地売却の主たる理由からもはっきりと伺えるところである。

土地売却経験をもたない地主の場合の理由は、売る必

第28表 土地売却の理由 (回答者数23人)

理 由	回 答 数
土地が大変不便な場所にあった	1
土地にいい値がついた	1
便利な場所に土地を買い替えるため	4
商売に資金が必要だった	4
政治運動資金の必要	1
息子の教育資金または家族の必要	8
土地改革が実施されつつある	1
小作人が不正直で問題が起こった	1
小作人・スクオーターを追放するため	1
治安の悪化	1

第29表 土地売却経験のない理由 (回答者数89人)

理 由	回 答 数
その必要がない	19
いい買手がない	12
もっと買いたい	7
土地は安全な投資対策だから	12
土地が家族の唯一の収入源だ	5
土地は sentimental value をもつ	10
もっか土地を集積中	3
売るほど土地が広がらない	4
売るより買った方がまだ	4
子供に遺産相続させるため	4
その他	6

要がないというのを筆頭に、好ましい買い手が見つからない、土地は安全な投資だ、土地には sentimental value がある、等が主なものとなっている(第29表)。これら売却経験のない地主のうちで将来所有地を一部なりとも売りたい意向をもっている地主とそうでないものとはほぼ半々で、地主類型別には非経営地主のなかに売りたいという意向がより強くみられる。

IIでは地主の農場経営形態に触れたが、ここでは将来の計画について質問してみた。その結果は次の通りである。すなわち、全体の43%は子供たちに農場経営を受け継がせたいとし、32%がその意向を持たず、残りの25%については未定ということである。子供に農場経営を受け継がせる意向のない地主が意外と多くみられるわけであるが、その主たる理由は、そういった決定は子供たちが自身で判断することである、として子供の主体性を尊重する傾向がはっきりと認められる。もちろん、子供の多くがすでに非農業部門に職業をもっているかまたはその希望を強く表明しているという背景が存在するのも確かである。

フィリピンでは伝統的に土地等資産は家族資本あるいは貯蓄と同様に親の生存中は親が保管・管理するのを建前とされてきた。そうして、両親が亡くなってから子供たちによって均分相続される。土地相続に関する地主の意向はそういった慣行をはっきりと反映していて、第30表にみられるように分割相続を主張する地主が全体のちょうど半数の61人みられる。これに次いで多いのが、分割相続に反対する意向で15人の地主により表明されている。そのなかには共同相続を支持するもの、1人がまとめて相続し他の相続人には分割相続した場合の相当額を現金で支払うべきだとするもの等が含まれている。その他所有地を全部売却すべきであるという意向の地主が6

第30表 土地相続に関する態度

	地主類型別	
	経 営	非 経 営
分割しないで相続させるべき	9	6
分割相続させるべき	40	21
一部は売り残りを相続させる	—	1
子供達次第	1	—
全部売る	1	5
娘達だけに相続させる	—	3
家族経営会社の所有にする	4	—
未だ考えていない	11	8
その他の	1	1
合 計	67	45

人もみられるが、これは相続すべき子供がいなかったりか子供たちが農場管理に全く興味を失っている、あるいは地主が現在農場内でトラブルをかかえ込んで農場経営に関心を失ってしまっている、といった特殊事情を背後にもつ場合である、ともあれ、その意向の地主6人中5人が非経営地主となっていることはやはり注目に値しよう。

V 評 価

以上で指摘してきたフィリピン地主の諸特質・諸傾向からすると、地主制が革新的技術の導入に際して大きな阻害要因になるという従来の見解は必ずしも当たらないように思われる。というのは、地主は一般に教育程度が高く、自由にできるより大きい資源を保有しているだけに、より一層革新性を発揮できる立場にあるし、加えて地主の対小作関係における家父長的温情主義的役割が新技術の導入に関して最も効果的な小作人説得者たりうる基盤を与えていると考えられるからである。もっとも、その場合地主自身が農場経営において企業家的機能を持っていることが前提とされるわけで、前節までに明らかとなったようにそういったタイプの地主も現実には多々存在している。

ここでかりに小作制度廃止の問題を別として、現状のなかで農業発展を推し進める方策を考えるとすれば、現段階では地主を通して改良技術を普及してゆく道以外に考えられない。従来の農業技術普及は直接農民に接近して新技術の利用方法を教え込もうとしてきた。しかしその際なぜそのような利用方法が好ましいかを理解する仕方についてはほとんど触れられることがなかった。というのは、一般に農民の教育水準が低いことからそれを理解させるにはあまりに時間がかかりすぎるからである。ところが地主の場合は教育程度も高かったがって理解力も旺盛で、知識さえ授けられれば新技術に対してより受容的になるであろうことが大いに期待される。しかも、かれらは技術革新をすぐ実行に移すだけの資力も備えているのであるから、問題は新技術の有利性を納得させることだけとなる。IVで明らかになったように、多くの地主が改良技術が生産を高めることに十分理解しているのである。地主たちが農場経営改善投資に躊躇するのは決して費用がかかりすぎるためではなく、期待されるより大きい利益実現があまりに莫然としているとか、応用方法に関する自信のなさといった理由からである。伝統的地主の場合は確かに危険負担指向が消極的であるが、その他の地主については収益増さえ確かであ

ればきわめて積極的となる。したがって、地主との協力を無視していくら小作人への普及活動を強化しても効果は期待できないであろう。

ところで土地改革についてであるが、これは本来生産力増大とは全く関係ない。生産力に關係するのは生産過程において利用される資源の効率性であって、資源の一つである土地の所有關係ではない。したがって、一定の条件のもとでは土地所有關係の変更が生産力低下をもたらすことさえ考えられる。たとえば、地主が農場経営に積極的で、経営指導から生産資材供給にまでわたって農業生産に大きく関与しているとすると、そこで行なわれる土地所有の小作人への移転は直ちに生産高の低下を惹き起こすであろう。というのは、そこでは小作人は地主に依存的で経営指導されるのを常とし、経営能力を全く欠いているからである。

土地改革が農業発展に対して実効をもつにはそれなりの条件、または発展段階にあることが不可欠の前提となる。たとえば、灌漑施設等の下部構造の発達、地主が単なる小作料徴収者となっていて農場経営の主体性は農民が握っていること、農民の間の識字率が高いこと、改革実施を効果的ならしめるような基礎的統計の完備、等々があげられる。確かに、地主がすでに農業生産にほとんど関与していないような場合には土地改革は大いに実効をもつであろうし、フィリピンの実態との関連では非経営地主の支配的な地域がその条件を満たすであろう。しかし、全体としてみた場合、フィリピンではいまだ土地改革が農業発展に効力をもつ段階にあるとはいえない。現に、フィリピンでの農業発展はいまだ土地制度が生産力展開を阻む要因になるような段階には達していないという見解がある経済学者によって実証されている。このように考えてくると、土地改革以外に経済発展を達成できる道をここで考えるべきであって、土地改革の問題は今しばらく取り上げない方が賢明と思われる。

お わ り に

以上が表記論文の要約紹介である。文字どおり紹介を目的としたために本文中ではできるだけ原文に忠実であることを心がけたわけであるが、だからといって紹介者が著者と見解を全く同じにするかといえば、基本的にはむしろその逆である。ここで見解の異なる部分を全部取り上げて論議することは紙数の制約もあって許されない。そこで、最後にぜひとも指摘しておく必要があると思われる点を二つだけ取り出して紹介を終りとした。

第1点は地主の役割に関する評価である。著者は、先に紹介したように、フィリピン農業発展における地主の役割をはなはだ高く評価しているが、これはデータの誤った取扱いに基づく不当な評価である。この調査で使われているデータは地主の対小作関係についてもまた農場経営に対する態度に関してもその多くは意識調査であって、その意識が実態にどう反映され事実関係がどうなっているかはさらに突込んだ客観的事実に関する調査あるいは小作側からの調査によって確かめられないかぎり、すぐには敷衍することはできないはずである。たとえば本文中にも示されているように大多数の地主が農場投資と産出増大の関係を認めたとしても、だからといってかれらが全て技術革新に受容的であるかといえば、必ずしもそうではなく、現に農場投資の意向をもつ地主数は一段と減っている。さらに、どういった農場投資をこれまでしてきたかについて質問したとすれば、おそらくごくわずかの地主だけになることが大いに予想される。また地主の対小作扶助についてもその扶助のあり方が明らかにされないかぎり、一様に温情主義的といえるかどうか大いに疑わしい。こういった欠陥をさらに倍加しているのは、データを取り扱う場合回答数、地主数だけを問題にしていることである。一口に地主といっても、第1表に示されているように、5haそこそこの零細なものから1000haをこえる大規模地主まで含まれている。したがって、かりに50ha未満の小地主が30人同一の回答をしたとしても1人の1000ha以上地主が別の回答をした場合、現実にもつ意味を考慮にいれるならばむしろ後者の一つの回答の方を重視しなければならない場合さえある。このような著者におけるデータ取り扱い上の杜撰さから地主の役割に対する過度の評価が導かれているのであって、その結論は明らかに不当といえる。

第2に、本文で利用された諸表間の不整合性の問題である。

たとえば、別々の主題に関して経営・非経営地主別に集計された表は第8、第10、第24、第25、第30表と5表あり、第8表では経営地主70人、非経営地主42人、第10表では68、44、その他では67、45、となっている。同様の不整合は地主を在村、在郷、不在地主別に分類して示した五つの表（第1、第3、第4、第8、第21表）についてもみられ、第8表の合計だけは他の4表のものと異なっている。また、土地所有への経緯別に分類した第4表と第26表の間にも同様の傾向が認められる。

紹介のために利用したのは表記修士論文の最終稿のコ

ピーであり、ここに引用掲載した表も全てそのなかに含まれているものであるから、こうした不整合性がなぜみられるのか紹介者には全く理解し難い。

表記論文がこういった不備・欠陥をもっているにも拘らずここにあえて取り上げて紹介したことの弁明が許されるならば次のようにいえるであろう。すなわち、まえおきのところでも指摘しておいたように、この論文が従来から欠けているフィリピン地主制研究のなかで、とくに地主の側から接近を試みた唯一の研究ともいえるものであって、データ自体に関してあるいはその取り扱い上の不備が認められるとしても、なおかつここから多くの有益な情報を読みとることが可能であると判断したからである。

(調査研究部)